第18期
定時株主総会
招集ご通知

日　時　2020年３月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場　所　東京都中央区京橋二丁目６番21号
株式会社パイロットコーポレーション　本社６階会議室

＜ご案内＞
- **会場が昨年と異なりますのでご注意ください。詳細につきましては巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。**
- **株主総会来場記念品はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

株式会社**パイロットコーポレーション**
証券コード　7846

証券コード　7846
2020年３月９日

株　主　各　位

東京都中央区京橋二丁目６番21号
株式会社**パイロットコーポレーション**
取締役社長　伊　藤　　秀

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席いただけない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2020年３月26日（木曜日）午後５時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時		2020年３月27日（金曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）
２．場　　所		東京都中央区京橋二丁目６番21号 **株式会社パイロットコーポレーション　本社６階会議室** （巻末の「**株主総会会場のご案内**」をご参照ください。）
３．目的事項	**報告事項**	１．第18期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第18期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	**第１号議案**　取締役８名選任の件 **第２号議案**　監査役４名選任の件 **第３号議案**　取締役及び監査役の報酬額改定の件 **第４号議案**　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.pilot.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年３月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年３月26日（木曜日）
午後５時35分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

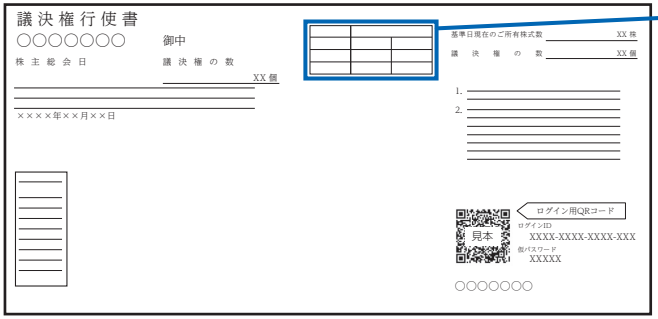
次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年３月26日（木曜日）
午後５時35分入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第３、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

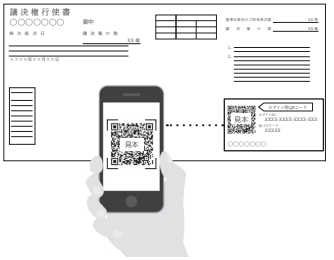
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

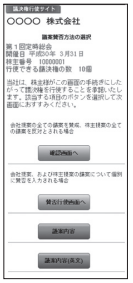
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



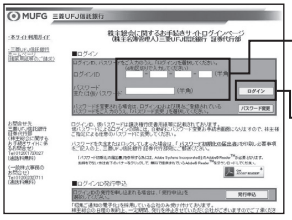
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

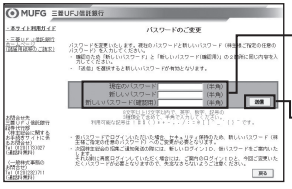
議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3　新しいパスワードを登録する。



4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役７名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の監督機能の強化を目的として、取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 伊藤（いとう）　秀（しゅう） (1956年10月31日生)	1979年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2005年７月　当社海外第一営業部長 2007年３月　当社執行役員 2009年３月　当社取締役 2017年３月　当社代表取締役社長（現任） （当期における担当） 全般統括　海外営業・人事部・経営企画室・内部統制室担当	9,700株
	取締役候補者とした理由 当社において、海外営業、産業資材等の多岐にわたる部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしてまいりました。2009年より取締役として、海外営業部門及び生産部門の責任者を務め、2017年より代表取締役に就任し、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任 渡辺（わたなべ）　広基（ひろもと） (1948年８月13日生)	1972年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2003年７月　当社東北支社長 2004年３月　当社執行役員 2006年３月　当社取締役 2009年３月　当社代表取締役社長 2017年３月　当社代表取締役（現任） （当期における担当） 全般統括	22,700株
	取締役候補者とした理由 当社において、2009年に当社代表取締役就任以来、経営を指揮し、改革を推進することで利益体質の改善を行い、多大な貢献をしてまいりました。これまでの長年の経営者としての経験、見識から持続的な企業価値向上に資することが期待され、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 堀口 恭男 （1956年1月19日生）	1979年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2007年７月　当社九州支社長 2009年３月　当社執行役員 2011年３月　当社上席執行役員 2013年３月　当社取締役（現任） （当期における担当） 国内営業担当　国内営業本部長・営業企画部担当	30,600株
	取締役候補者とした理由 当社において、国内営業の多くの部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしてまいりました。2013年より取締役として、国内営業部門の責任者を務める等、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	再任 白川 正和 （1956年8月15日生）	1980年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2004年４月　当社経理部長 2011年３月　当社執行役員 2017年３月　当社取締役（現任） （当期における担当） 財務担当　コンプライアンス担当　総務部・経理部・連結管理室・情報システム室担当	2,100株
	取締役候補者とした理由 当社において、国内営業部門及び経理・財務部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしてまいりました。財務部門担当として海外経験も豊富であり、2011年より執行役員として、海外子会社の副社長、連結管理責任者を務める等、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	再任 木村 勉 （1959年1月20日生）	1981年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2012年７月　当社部長（伊勢崎工場副工場長） 2015年３月　当社執行役員 2017年３月　当社取締役（現任） （当期における担当） 生産担当　品質管理担当　湘南開発センター・知的財産室・産業資材営業部担当	6,100株
	取締役候補者とした理由 当社において、生産部門で豊富な経験を有しており、2015年に執行役員就任後は、伊勢崎工場長として当社グループの生産部門を牽引し、企業価値向上へ多大な貢献をしてまいりました。2018年からは生産部門及び開発部門を担当しており、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任 社外
田中早苗
（1962年7月15日生）</td><td>1989年４月　弁護士登録
1991年９月　田中早苗法律事務所開設・代表（現任）
2011年３月　株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（現任）
2015年３月　当社社外取締役（現任）
2015年５月　松竹株式会社社外取締役（現任）
2015年６月　株式会社近鉄エクスプレス社外取締役（現任）
2016年10月　第一生命保険株式会社社外監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
田中早苗法律事務所代表
株式会社ノエビアホールディングス社外取締役
松竹株式会社社外取締役
株式会社近鉄エクスプレス社外取締役
第一生命保険株式会社社外監査役</td><td>200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、2015年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任 社外
升田晋造
（1954年10月４日生）</td><td>1979年４月　株式会社電通入社
1996年１月　同社第16営業局部長
2008年７月　同社第15営業局局長
2013年７月　株式会社電通テック常勤監査役
2016年４月　株式会社関広特別顧問
2017年３月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
該当事項はありません。</td><td>200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
民間企業におけるマーケティング等の豊富な経験と幅広い見識を活かし、2017年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	新任　社外 村松昌信（むらまつまさのぶ） （1955年９月９日生）	1983年３月　公認会計士登録 1989年11月　税理士登録 2012年11月　仰星税理士法人代表社員（現任） 2013年６月　八千代工業株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 仰星税理士法人代表社員 八千代工業株式会社社外監査役	－
	社外取締役候補者とした理由 公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての専門知識に加え、海外における国際的な会計実務の経験も有しており、その幅広い見識をもって、当社の社外取締役としての職務を公正かつ適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．田中早苗氏、升田晋造氏及び村松昌信氏は、社外取締役候補者であります。
３．田中早苗氏及び升田晋造氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって田中早苗氏が５年、升田晋造氏が３年となります。
４．当社は、田中早苗氏及び升田晋造氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としており、両氏が再任された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、村松昌信氏についても本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、田中早苗氏及び升田晋造氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、村松昌信氏につきましても本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届ける予定であります。
６．田中早苗氏の戸籍上の氏名は、菊川早苗であります。

第２号議案　監査役４名選任の件

現在の監査役４名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 空元直樹（そらもと なおき） （1955年4月3日生）	1979年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2004年４月　当社総務部長兼秘書室長 2009年３月　当社執行役員 2018年３月　当社常勤監査役（現任）	13,400株
	監査役候補者とした理由 当社において、法務・総務の部門長を務め、2009年に執行役員就任後も国内営業部門の支社長等として豊富な経験と実績を有しております。2018年に当社常勤監査役就任以来、この経験と知識を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営を適切に監査していただいており、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
2	新任 雜村吉浩（さいむら よしひろ） （1960年2月17日生）	1983年４月　パイロット萬年筆株式会社入社 2011年７月　当社経理部長 2015年４月　パイロットインキ株式会社経理部長 2018年４月　当社連結管理室長 2019年７月　当社経理部長（現任）	12,000株
	監査役候補者とした理由 当社において、経理、財務部門で海外赴任や部門長を務め、豊富な経験と実績を有しております。この経験と知識を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営を適切に監査していただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。		
3	再任　社外 板澤幸雄（いたさわ さちお） （1947年10月５日生）	1985年４月　弁護士登録 2009年３月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	－
	社外監査役候補者とした理由 弁護士及び事業会社の社外監査役等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、2009年に当社社外監査役就任以来、客観的、積極的かつ公正に職務を遂行していただいており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	新任　社外 神山（かみやま）　敏蔵（としぞう） （1968年11月6日生）	2001年４月　公認会計士登録 2010年11月　税理士登録 2010年11月　税理士法人神山会計代表社員（現任） 2013年７月　株式会社エーティーエルシステムズ監査役（現任） 2015年７月　神山敏蔵公認会計士事務所開設・代表（現任） 2015年10月　あると築地有限責任監査法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人神山会計代表社員 株式会社エーティーエルシステムズ監査役 神山敏蔵公認会計士事務所代表 あると築地有限責任監査法人代表社員	－
	社外監査役候補者とした理由 公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての専門知識に加え、国際的な会計実務の経験も有しており、その幅広い見識をもって、当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．板澤幸雄氏及び神山敏蔵氏は、社外監査役候補者であります。
３．板澤幸雄氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって11年となります。
４．当社は、板澤幸雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としており、板澤幸雄氏が再任された場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、神山敏蔵氏につきましても本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、板澤幸雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、神山敏蔵氏につきましても本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届ける予定であります。

（ご参考）

社外役員の独立性判断基準

当社の定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役（候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

⑴当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者

⑵当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品もしくはサービスを提供する者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先）又はその業務執行者

⑶当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先）又はその業務執行者

⑷当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、又は年間１億円以上を得ている法人に属する者

⑸当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者

⑹当社の大株主（総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者

⑺当社グループが総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社の業務執行者

⑻最近5年間において、上記⑴～⑺のいずれかに該当していた者

⑼上記⑴～⑻に該当する者（業務執行者については、取締役、執行役、執行役員、部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合に限る。）の、配偶者又は二親等以内の親族もしくは同居の親族

⑽その他、当社の一般株主全体との間で上記⑴～⑼までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

第３号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2007年３月29日開催の第５期定時株主総会において、取締役については年額216百万円以内、監査役については年額72百万円以内とそれぞれご承認いただき現在に至っております。前回の報酬額改定より相当の時間が経過しており、経済情勢やガバナンス強化等の経営環境の急速な変化により役員の担う責任が増大していること、グローバル化の進展や経営の高度化・複雑化に対応できる人材確保を可能にすること、以上の背景より、昨年設置した指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を踏まえ、インセンティブ報酬制度の導入等を見据えた報酬水準として、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額を年額100百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）、監査役は４名（うち社外監査役２名）でありますが、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役３名）、監査役は４名（うち社外監査役２名）となります。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2008年２月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条（現・会社法施行規則第118条第３号）に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）の導入について決定するとともに、あわせて当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、2008年３月28日開催の当社第6期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

その後、かかる対応方針は、社会経済情勢の変化、買収防衛策に関する司法判断、2008年６月30日付企業価値研究会の報告書等を踏まえ、2011年３月30日開催の当社第９期定時株主総会、2014年３月28日開催の当社第12期定時株主総会及び2017年３月30日開催の当社第15期定時株主総会において、目的や基本的な仕組みに大きな変更なく継続すること（以下、当社第15期定時株主総会において承認された買収防衛策を「旧プラン」といいます。）をご承認いただいておりますが、旧プランは2020年３月27日開催予定の当社第18期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって終了します。

当社は、旧プラン導入後の当社の状況等を踏まえ、旧プランの更新について検討を進めてまいりましたが、2020年２月12日開催の当社取締役会において、基本方針に基づき、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上の取組みとして、当社に対する濫用的な買収を未然に防止するため、旧プランを継続することとし、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新することを決議いたしました。

本プランの更新につきましては、当社のいずれの取締役及び監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、本プランへの更新にあたり、形式的な文言の修正等を行っておりますが、旧プランからの内容の実質的変更はありません。

また、会社法、金融商品取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

Ⅰ 本プランに関する基本的考え方（基本方針）

1．当社の企業価値の源泉について

⑴ 当社グループの企業理念

当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、1918年に日本初の純国産万年筆の製造、販売を開始して以来、100年にわたり「書く」という文化の一端を担う者としての自負を持ち、「書く、を支える。」企業として、製品の開発、新市場の開拓、新しいサービスの提供を行ってまいりました。現在では万年筆のみならずボールペンをはじめとした当社の筆記具全般が、当社グループにより世界180以上の国と地域で販売され、各地でご愛用いただいております。おかげさまで当社は2018年に創立100年を迎えましたが、これも、ひとえに国内外の株主の皆様をはじめ、ユーザー様、取引先様及び当社グループ従業員等との間の上記企業理念の上に築かれた深い信頼関係の賜物であります。この「書く、を支える。」という理念は、2018年に迎えた創立100周年を超えても変わることなく、業界の水先案内人として、「ステイショナリー用品」をグループ事業の核とし、温度変化で色が変わるメタモインキ等の特殊インキ技術を応用した玩具事業や、創業事業である万年筆の製造で培った貴金属合金の開発力と加工技術を応用した宝飾事業、あるいはシャープ芯の製造技術から派生したセラミックス関連事業等、いずれも長年の筆記具製造に関わる技術の蓄積から生まれた関連事業を営み、付加価値の高い高品質かつ適正な価格の製品の開発・製造・販売を継続し、お客様に満足いただける製品を広く供給することで、「PILOT」及び「Namiki」ブランドを世界中で愛していただけるような経営を目指しております。

⑵　株主価値向上のための取組み

当社グループは、全世界を舞台にビジネスを展開し、ライバル企業との競争に勝ち残り成長し続けるために、事業の抜本的な改革をはじめとした、経営の効率化に取り組んでまいりました。

とりわけ、当社グループの基幹である筆記具事業において、世界で戦えるコスト競争力と技術開発力の向上を目指し、社員の意識改革をはじめとする様々な改革に取り組んでまいりました。

具体的には、2009年に平塚事業所の敷地内へ湘南開発センターを開設することにより、グループ内の研究開発部門を集約・一元化し、新製品開発力の強化、充実を図りました。また、各所に分散していた射出成形工程の集約や生産拠点の再編等も継続的に取り組んでまいりました。

2015年には、顧客満足度を高め、将来に耐えうる物流機能を構築していくことを目的に、平塚商品センターを建て直すとともに新規設備導入を行い、物流・在庫コストを大きく削減いたしました。

2019年には、本社機能の充実と安全性の向上を目的として建て替えておりました、新本社ビルを竣工し業務を開始いたしました。

このように、全社一丸となって改善、努力を継続してまいりました結果、画期的な高付加価値商品を次々に開発できる体制を構築しました。業績面では、３期連続で売上高1,000億円を超え、安定した業績を上げることができました。

＜中期経営計画概要＞
（1） 経営方針：
「変わらぬ想い、新たな挑戦、次の100年へ」
① 変わらぬ想い … 創立以来、築かれ培われてきた技術と伝統を大事にし、未来に継承していきます。
② 新たな挑戦 …… 常に市場と向き合い、最高の満足を顧客に提供できるような顧客中心企業として、新たな視点、新しい発想、斬新なアイディアを歓迎し、タブーなく議論し、変わるべきところは変わり、時代や環境の変化に対応します。
③ 次の100年へ…… この３年間で次の進化へとつながる基盤を作り、世界の顧客に、この先も驚きと感動と満足を届けられるような、愛されるパイロットを創ってまいります。

（2）将来的に目指す姿：
「世界のそれぞれの国と地域でマーケットシェアトップの企業になる」
「当社が製造するすべての製品カテゴリーでトップとなるアイテムをつくる」

上記目標を実現するために、本中期経営計画においては
① 製品・サービス全般にわたり、顧客目線に立ち、顧客満足度の最大化を図ります。
② ブランドが顧客に選ばれる商品力・販売力・供給力の充実を図ります。
③ 目標の達成及び経営基盤の強化のためにグループ内の人材育成を図ります。
以上を重点施策として段階的に実施してまいります。

当社は、2018年10月に創立100周年を迎えましたが、それは決してゴールではなく、１つの通過点に過ぎないということをグループ社員一同が共通して認識し、その先も継続的、安定的に成長していけるような諸施策を策定し、推進して更なる企業価値の向上を図ってまいります。

２．基本方針

当社は、当社の企業価値の源泉が、以上で述べてまいりましたような当社グループが永年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

Ⅱ　本プランの内容等について（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み）

1．本プラン導入の目的

当社は、上記Ⅰ記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者及びそのグループ（以下「買収者」といいます。）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為（下記２．(1)に定義されます。以下同じとします。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会（下記２．(5)に定義されます。以下同じとします。）の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として、本プランの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式の大規模買付行為にかかる提案等を受けている事実はありません。

2．本プランの内容

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙Ⅰ）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

⑴　対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

① 当社が発行者である株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

② 当社が発行者である株券等（注4）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20％以上となるような場合に限ります。）

(注1)　金融商品取引法第27条の23第１項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2)　金融商品取引法第27条の23第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、並びに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大規模買付者の共同保有者（同法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3)　売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の６に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4)　金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5)　金融商品取引法第27条の２第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6)　金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7)　買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第３項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8)　「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9)　上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が、独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

⑵　買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。

買付説明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から不備のない適式な買付説明書を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に提供します。また、当社は、買付説明書を受領した事実及び当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

なお、買付説明書の内容、買付説明書の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は当社取締役会が別途認める場合を除き日本語に限ります。

⑶　大規模買付者に対する情報提供要求等

ア　大規模買付者による情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、エに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を、当社取締役会が不備のない適式な買付説明書を受領した日から10営業日（行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいうものとします。以下同じとします。）以内（初日不算入）に（ただし、エ⑪については、当社取締役会が都度定める合理的な期間内に）提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、大規模買付情報の内容、大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は当社取締役会が別途認める場合を除き日本語に限ります。

イ　大規模買付者に対する追加情報の提供要求

当社取締役会は、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には（ただし、当社取締役会がかかる判断を行うにあたっては独立委員会の意見を尊重するものとします。）、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間（初日不算入）を上限とします。）の提供期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び当該期間を必要とする理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を大規模買付者に対して要求することができるものとします。

ウ　大規模買付情報の提供完了

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には（ただし、当社取締役会がかかる判断を行うにあたっては独立委員会の意見を尊重するものとします。）、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って株主の皆様に対して原則として開示いたします。

エ　大規模買付情報

大規模買付者に提供していただく大規模買付情報は、以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。）

② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

⑤　大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）

⑥　大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）

⑦　大規模買付行為の完了後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社事業又は資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑧　大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

⑨　大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

⑩　反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及びこれらに対する対処方針

⑪　その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な買付説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日（初日不算入）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

⑷　取締役会評価期間の設定等

ア　取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といい、下記ウに基づいて延長された場合は延長後の期間を含むものとし、取締役会評価期間のうち当社取締役会が当初設定する期間を特に「当初取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始され得べきものとします。なお、当初取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

イ　取締役会評価期間内における取締役会の行為

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

また、当社取締役会は、(ⅰ)意見形成を行った場合は当該意見の内容、(ⅱ)代替案を立案した場合は当該代替案の内容、(ⅲ)大規模買付行為に係る買付け等の対価に関する評価を行った場合は当該評価の内容、及び(ⅳ)その他株主の皆様が大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

ウ　取締役会評価期間の延長

独立委員会が当初取締役会評価期間内に下記(6)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が当初取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

⑸　独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役２名（それらの補欠者を含みます。）及び社外監査役１名（その補欠者を含みます。）から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置します。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙Ⅱ）のとおりです。

独立委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問する事項につき、その決議に基づき、意見を形成し当社取締役会に勧告等を行う権限を有するものとします。独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

⑹　独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア　独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

①　大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。ただし、上記(3)エ⑤又は⑦に定める事項の開示内容が不足しているのみの場合は、大規模買付ルールの重要な点において違反した場合には該当しないものとします。

かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の(ア)から(コ)までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情がある者を総称していいます。以下同じとします。）に該当すると認められ、かつ当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。なお、かかる場合、独立委員会は、予め対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができるものとします。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社の株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株券等の取得を行っている場合

(エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

(オ) 大規模買付者の提案する当社の株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

㈧　大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社の株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社の株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

㈨　大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客・従業員その他の当社の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

㈩　大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

⑴　大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑵　その他㈠乃至⑴に準ずる場合で、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③　独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ　当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従う必要があると判断した場合は当該勧告に従った上で、最終的な判断者として、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議（当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することを含むがこれに限られない。）を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会がその勧告において予め対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、かかる留保を最大限尊重した上で、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において当該議案が可決された場合、対抗措置の発動に関する決議を行い、当該株主総会において当該議案が否決された場合、対抗措置の不発動に関する決議を行うものとします。

当社取締役会がこれらの決議等を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

⑺　大規模買付情報の変更

上記⑶の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

⑻　対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙Ⅲ）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(ⅰ)本プランに違反をした大規模買付者及びこの者と一定の関係にある者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件や、(ⅱ)例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

3．本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結時から2023年３月に予定される当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非等につき検討・決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

4．株主及び投資家の皆様への影響

⑴　本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

⑵　本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの悪影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

⑶　本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要となる手続

①　本新株予約権の発行の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられ、かかる株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

なお、株主割当の方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。）。

② 本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり１円以上で当社取締役会が定める金額を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株の当社普通株式が発行されることになります。ただし、例外事由該当者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、当該本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当ての方法、行使の方法及び当社による取得の方法等手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

５．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本プランは、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するとともに、2008年６月30日付企業価値研究会の報告書及び東京証券取引所が2015年６月１日に適用を開始し、2018年６月１日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１-５.いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容であり、高度な合理性を有するものです。

⑴　企業価値及び株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記１．記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

⑵　事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

⑶　株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランの導入についての株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記３．記載のとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結時から2023年３月に予定される当社定時株主総会の終結時までとします。

また、当社の取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるため、毎定時株主総会における当社の取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様の意思が確認されることになります。

⑷　外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、上記２．(4)イ記載のとおり、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとしています。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

⑸　独立委員会の設置

当社は、上記２．(5)記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置いたしました。当社取締役会が対抗措置の発動等をする場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

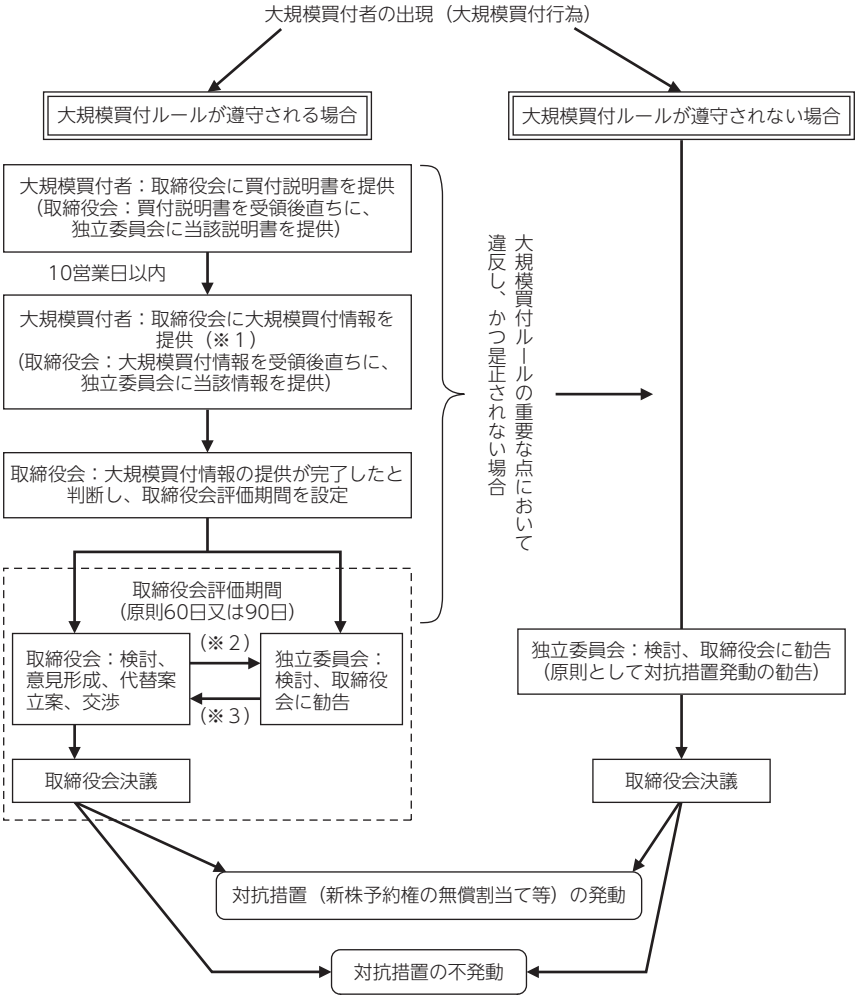
⑹　デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記３．記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（別紙Ⅰ）

本プランの手続の流れの概要



※1：　当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報提供をしていただくことがあります。

※2：　対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）。なお、独立委員会が当初取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が当初取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。

※3：　独立委員会は、原則として対抗措置不発動の勧告を行いますが、大規模買付者が濫用的買収者に該当し、対抗措置発動が相当である場合は対抗措置発動の勧告を行います。また、勧告の内容によっては、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議する場合があります。

（別紙Ⅱ）

独立委員会委員の氏名及び略歴

【氏名】　板澤　幸雄　　（1947年10月５日生）
【略歴】　1985年 ４月　弁護士登録
　　2009年 ３月　当社社外監査役（現任）

【氏名】　田中　早苗　　（1962年７月15日生）
【略歴】　1989年 ４月　弁護士登録
　　1991年 ９月　田中早苗法律事務所開設・代表（現任）
　　2011年 ３月　株式会社ノエビアホールディングス社外取締役（現任）
　　2015年 ３月　当社社外取締役（現任）
　　2015年 ５月　松竹株式会社社外取締役（現任）
　　2015年 ６月　株式会社近鉄エクスプレス社外取締役（現任）
　　2016年10月　第一生命保険株式会社社外監査役（現任）

【氏名】　升田　晋造　　（1954年10月４日生）
【略歴】　1979年 ４月　株式会社電通入社
　　1996年 １月　同社第16営業局部長
　　2008年 ７月　同社第15営業局局長
　　2013年 ７月　株式会社電通テック常勤監査役
　　2016年 ４月　株式会社関広特別顧問
　　2017年 ３月　当社社外取締役（現任）

（別紙Ⅲ）

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1．割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2．新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は１株とする。

3．新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの価額は金１円以上とする。

5．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6．新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。）。

7．当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得し、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権１個につき予め定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

なお、例外事由該当者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価として金員等の交付は行わないものとする。

8．新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
(b) 株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
(c) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
(d) その他取締役会が別途定める場合

9．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以　上

株主総会会場のご案内

会　　場：東京都中央区京橋二丁目６番21号
株式会社パイロットコーポレーション　本社６階会議室（受付は６階にて行います。）
☎ 03-3538-3700（代表）

会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

最寄りの駅：東京メトロ銀座線　京橋駅６番出口　前
都営地下鉄浅草線　宝町駅Ａ５出口　徒歩３分

（お願い）＊駐車場・駐輪場のスペースがございませんので、当日のお車や自転車等でのご来社はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウィルスの流行に伴い、株主総会会場は管理を徹底し、万全を期して準備いたしておりますが、開催日時点の状況により、加えて感染予防のための措置を講じる場合がございます。変更の際は当社ホームページ（https://www.pilot.co.jp/）上にてご案内いたしますのでご協力をお願い申しあげます。

ご　案　内　図



UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。